

令和3年第5回中間市議会臨時会会期日程（案）

（会 期 7月30日：1日間）

月 日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
7月30日	金	開 議 午前10時		1. 議席の指定 2. 会期の決定 3. 選挙第1号～選挙第5号 4. 承認第6号～承認第11号 5. 第36号議案 6. 議員提出議案第4号 「 選挙・議案上程・提案理由説明・」 「 質疑・討論・採決・委員会付託 」
			総合政策 委員会	
			市民厚生 委員会	
			産業消防 委員会	
		開 議 委員会終了後		1. 第36号議案 2. 議会運営委員会の所管事務の継続調査について [ 委員長報告・質疑・討論・採決 ]



## 諸 般 の 報 告

第5回中間市議会臨時会

令和3年7月30日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和3年5月24日、6月29日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 令和3年3月分 |
| (2) 水道事業会計      | 令和3年3月分 |
| (3) 病院事業会計      | 令和3年3月分 |
| (4) 下水道事業会計     | 令和3年3月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和3年6月14日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

- |           |        |
|-----------|--------|
| (1) 中間小学校 | 令和元年度  |
|           | 令和2年度  |
| 中間南小学校    | 平成29年度 |
|           | 平成30年度 |
|           | 令和元年度  |
|           | 令和2年度  |

(意見書の提出)

3. 令和3年5月21日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対して送付した。

### 記

- (1) 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書



議事日程(第1号)

令和3年7月30日 午前10時00分開会

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第1号 議長の選挙

追加日程第 1 議会運営委員の選任

追加日程第 2 議席の指定

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 選挙第2号 副議長の選挙

追加日程第 5 議員提出議案 中間市議会委員会条例の一部を改正する条例  
第 4 号

(追加日程第5 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)

追加日程第 6 常任委員の選任

追加日程第 7 選挙第3号 遠賀・中間地域広域行政事務組合議会議員の選挙

追加日程第 8 選挙第4号 中間市行橋市競艇組合議会議員の選挙

追加日程第 9 選挙第5号 堀川水利組合議会議員の補欠選挙

追加日程第10 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

(令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号))

追加日程第11 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

(令和3年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号))

追加日程第12 承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

(令和3年度中間市一般会計補正予算(第3号))

追加日程第13 承認第9号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

(令和3年度中間市一般会計補正予算(第4号))

(追加日程第10～追加日程第13 提案理由説明・質疑・討論・採決)

追加日程第14 承認第10号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

(損害賠償の額を定め、和解することについて)

- 追加日程第15 承認第11号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
 (損害賠償の額を定め、和解することについて)  
 (追加日程第14～追加日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 追加日程第16 第36号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例  
 (追加日程第16 提案理由説明・質疑・委員会付託)
- 追加日程第17 第36号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例  
 (追加日程第17 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 追加日程第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について  
 (追加日程第18 採決)
- 追加日程第19 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番 小林 信一君	2番 堀田 克也君
3番 田口 善大君	4番 蛙田 忠行君
5番 柴田 芳信君	6番 田口 澄雄君
7番 山本 慎悟君	8番 安田 明美君
9番 掛田るみ子君	10番 中尾 淳子君
11番 阿部伊知雄君	12番 大和 永治君
13番 柴田 広辞君	14番 下川 俊秀君
15番 井上 太一君	16番 中野 勝寛君

欠席議員 (0名)

欠 員 (0名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 福田 浩君	副市長 …………… 白尾 啓介君
教育長 …………… 片平 慎一君	総務部長 …………… 末廣 勝彦君
市民部長 …………… 安徳 保君	保健福祉部長 …… 藤田 宜久君
教育部長 …………… 船津喜久男君	建設産業部長 …… 篠田 耕一君
環境上下水道部長 ……………	村上 智裕君

消防長	……………	林 誠志君	総務課長	……………	後藤 謙治君
財政課長	……………	蔵元 洋一君	市民課長	……………	松原 邦加君
人権男女共同参画課長	……………				大庭 省二君
健康増進課長	………	岩河内弘子君	学校指導課長	………	森 秀輔君
建設課長	……………	原口 憲一君	環境保全課長	………	岡 和訓君
消防本部次長	………	高野 智宏君	警防課長	……………	上本 聡君
安全安心まちづくり課長	……………				清水 秀一君
福祉支援課長	………	亀井 誠君	こども未来課長	…	船元 幸徳君

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	佐伯 道雄君	書記	東 隆浩君
書記	志垣 憲一君	書記	本田 裕貴君

---

## 議案の委員会付託表

令和3年7月30日  
第5回中間市議会臨時会

議案番号	件名	付託委員会
第36号議案	中間市手数料条例の一部を改正する条例	市民厚生



午前10時00分開会

○局長（佐伯 道雄君）

皆様、おはようございます。議会事務局長の佐伯でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、安田明美議員が年長の議員でございますので、ご紹介を申し上げます。安田議員、議長席にお着き願います。

（臨時議長 安田 明美君議長席に着く）

○臨時議長（安田 明美君）

ただいまご紹介をいただきました安田でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本年7月3日に静岡県熱海市で発生しました土石流により、多くの尊い命が失われました。

また、昨日、市内保育所において、5歳の園児が亡くなる痛ましい事故が起きました。亡くなられた方々に哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。

議場の皆様、ご起立をお願いいたします。

（黙祷）

○臨時議長（安田 明美君）

黙祷を終わります。ご着席ください。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。これより令和3年第5回中間市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、初めての議会でありますので、議題に入ります前に、議員の自己紹介を行います。

小林議員から順次、自席にてお願いいたします。

○議員（仮議席1番 小林 信一君）

おはようございます。中間クラブの小林でございます。よろしくお願いいたします。

○議員（仮議席2番 堀田 克也君）

おはようございます。明政クラブの堀田克也です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議員（仮議席3番 田口 善大君）

おはようございます。中間クラブの田口善大でございます。よろしくお願いいたします。

○議員（仮議席4番 蛙田 忠行君）

おはようございます。日本維新の会の蛙田忠行です。よろしくお願いいたします。

○議員（仮議席５番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議員（仮議席６番 田口 澄雄君）

おはようございます。日本共産党の田口澄雄です。よろしくお願ひいたします。

○議員（仮議席７番 山本 慎悟君）

おはようございます。明政クラブの山本でございます。よろしくお願ひいたします。

○議員（仮議席８番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。よろしくお願ひいたします。

○議員（仮議席９番 中尾 淳子君）

公明党の中尾淳子です。よろしくお願ひいたします。

○議員（仮議席１０番 阿部伊知雄君）

公明党の阿部伊知雄です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議員（仮議席１１番 大和 永治君）

おはようございます。新風クラブの大和永治でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議員（仮議席１２番 柴田 広辞君）

新風クラブの柴田広辞でございます。よろしくお願ひいたします。

○議員（仮議席１３番 下川 俊秀君）

おはようございます。下川でございます。よろしくお願ひいたします。

○議員（仮議席１４番 井上 太一君）

おはようございます。井上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議員（仮議席１５番 中野 勝寛君）

おはようございます。勝友会の中野勝寛でございます。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（安田 明美君）

最後に、私、安田明美です。よろしくお願ひいたします。

以上で、議員の自己紹介を終わります。

次に、福田市長から順次、執行部の自己紹介をお願いします。

○市長（福田 浩君）

おはようございます。中間市長、福田健次でございます。よろしくお願ひいたします。

○副市長（白尾 啓介君）

おはようございます。副市長の白尾啓介でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（片平 慎一君）

おはようございます。教育長の片平慎一でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務部長（末廣 勝彦君）

おはようございます。総務部長の末廣勝彦でございます。よろしくお願いいたします。

○市民部長（安徳 保君）

おはようございます。市民部長の安徳保と申します。よろしくお願いいたします。

○保健福祉部長（藤田 宜久君）

おはようございます。保健福祉部長の藤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部長（船津喜久男君）

おはようございます。教育部長の船津喜久男と申します。よろしくお願いいたします。

○建設産業部長（篠田 耕一君）

おはようございます。建設産業部長の篠田耕一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境上下水道部長（村上 智裕君）

おはようございます。環境上下水道部長の村上智裕と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○消防長（林 誠志君）

おはようございます。消防長の林誠志と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（後藤 謙治君）

おはようございます。総務課長の後藤です。よろしくお願いいたします。

○財政課長（蔵元 洋一君）

おはようございます。財政課長の蔵元と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○人権男女共同参画課長（大庭 省二君）

おはようございます。人権男女共同参画課長の大庭省二と申します。よろしくお願いいたします。

○市民課長（松原 邦加君）

おはようございます。市民課長の松原邦加と申します。よろしくお願いいたします。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

おはようございます。健康増進課長の岩河内弘子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○学校指導課長（森 秀輔君）

おはようございます。学校指導課長の森秀輔と申します。よろしくお願いいたします。

○建設課長（原口 憲一君）

おはようございます。建設課長の原口憲一です。よろしくお願いいたします。

○環境保全課長（岡 和訓君）

おはようございます。環境保全課長の岡和訓と申します。よろしくお願いいたします。

○消防本部次長（高野 智宏君）

おはようございます。消防本部次長の高野智宏と申します。どうぞよろしくお願ひします。

**○警防課長（上本 聡君）**

おはようございます。消防本部警防課長の上本と申します。よろしくお願ひいたします。

**○安全安心まちづくり課長（清水 秀一君）**

おはようございます。安全安心まちづくり課長の清水と申します。よろしくお願ひします。

**○福祉支援課長（亀井 誠君）**

おはようございます。福祉支援課長の亀井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○こども未来課長（船元 幸徳君）**

おはようございます。こども未来課長の船元幸徳と申します。よろしくお願ひいたします。

**○臨時議長（安田 明美君）**

以上で、執行部の自己紹介を終わります。

ここで、福田市長から、ご挨拶を述べたい旨の申出がありますので、これを受けたいと思います。福田市長。

**○市長（福田 浩君）**

皆様、おはようございます。本日ここに新しく選ばれました議員各位をお迎えいたしまして、初めての臨時市議会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まずは皆様方、ご当選まことにおめでとうございます。

議員各位におかれましては、去る6月13日に執行されました市議会議員選挙におきまして、見事に当選の栄誉を勝ち取られ、本日こうして初の臨時市議会が開催される運びになりました。16名の議員の皆様は心よりお喜びを申し上げます。

このたびの選挙で新たにご当選されました議員各位をお迎えし、これから新しい市政運営が行われていくわけでありますが、皆様方には、大所高所から我々行政の執行部に対して、様々なご意見あるいはご提案を多々賜ふことと存じます。また、私たちのほうからも皆様方に対しまして、いろいろとお願ひすることもあるかと存じますが、中間市政発展のため、力を携えて頑張つてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、皆様方もご存知のとおり、このたび私におきましても、6月13日の市長選挙におきまして、市民の皆様から温かいご支援をいただき、引き続き市政を担わせていただくこととなりました。

これまでの実績に対する評価と、これからの市政運営へのご期待をいただいたものと受け止めており、その責任の重さに身が引き締まる思いでございます。

3月の定例会でも申し上げましたが、これからの4年間は、まいた種が実を結び、すばらしい大輪の花が咲く期間となります。そのためにも、これからも変わらず中間市の魅力を全力発信していき、市民の皆様とともに、子どもたちが未来に希望を持てるまちづくりに全身全霊で取り組んでいく所存でございます。

議員の皆様におかれましては、どうかご理解とご協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

**○臨時議長（安田 明美君）**

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付しております。

朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第1. 仮議席の指定**

**○臨時議長（安田 明美君）**

これより、日程第1、仮議席の指定を行います。

議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

---

**日程第2. 選挙第1号**

**○臨時議長（安田 明美君）**

次に、日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

**○臨時議長（安田 明美君）**

ただいまの出席議員は16人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

**○臨時議長（安田 明美君）**

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

**○臨時議長（安田 明美君）**

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

**○臨時議長（安田 明美君）**

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1 番	小林 信一議員	2 番	堀田 克也議員
3 番	田口 善大議員	4 番	蛙田 忠行議員
5 番	柴田 芳信議員	6 番	田口 澄雄議員
7 番	山本 慎悟議員	8 番	掛田るみ子議員
9 番	中尾 淳子議員	10 番	阿部伊知雄議員
11 番	大和 永治議員	12 番	柴田 広辞議員
13 番	下川 俊秀議員	14 番	井上 太一議員
15 番	中野 勝寛議員	16 番	安田 明美議員

.....

○臨時議長（安田 明美君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（安田 明美君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（安田 明美君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田口澄雄君及び柴田広辞君を指名いたします。よって、両君の立会いを願います。

(開票)

○臨時議長（安田 明美君）

選挙の結果を報告いたします。投票総数16票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票16票、無効投票ゼロ票。有効投票中、中野勝寛君9票、山本慎悟君7票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、中野勝寛君が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました中野勝寛君が議長におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

中野勝寛君。

この際、中野勝寛議長、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ただいまの議員各位のご同意により、議長に就任させていただきました中野です。  
議長就任に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

住民の皆様方から、代表機関として信頼と負託に応え、議会不信を招くことなく、行政執行が円滑に適正に行われるよう監視し、円滑な議会運営を心がけ、中立公正に議長としての職責を全うしていく所存でございますので、議員各位におかれましては、ご指導、ご鞭撻のほど、お願い申し上げます。就任に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

○臨時議長（安田 明美君）

中野勝寛議長、議長席にお着き願います。  
（臨時議長退席、議長着席）

○議長（中野 勝寛君）

これより議長を務めさせていただきます。  
ただいまから議事進行に当たらせていただきますので、よろしく願いいたします。

---

**追加日程第1. 議会運営委員の選任**

○議長（中野 勝寛君）

これより、追加日程第1、議会運営委員の選任を行います。  
お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、小林信一君、堀田克也君、柴田芳信君、中尾淳子さん、柴田広辞君、下川俊秀君、以上6名の諸君を議会運営委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。  
議会運営委員に選任されました皆さんは、第1委員会室にお集まりください。

午前10時22分休憩

.....  
午前10時46分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
この際、次の日程に入ります前に、ただいま休憩中に開催の議会運営委員会における正副委員長の内選の結果を報告いたします。

議会運営委員会の委員長に柴田広辞君、副委員長に堀田克也君がそれぞれ当選されまし

た。

ただいまからの議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

---

### 追加日程第2. 議席の指定

#### ○議長（中野 勝寛君）

これより追加日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。

議席番号と議員諸君の氏名を職員に朗読させます。

#### ○局長（佐伯 道雄君）

朗読いたします。

1番、小林信一議員、2番、堀田克也議員、3番、田口善大議員、4番、蛙田忠行議員、5番、柴田芳信議員、6番、田口澄雄議員、7番、山本慎悟議員、8番、安田明美議員、9番、掛田るみ子議員、10番、中尾淳子議員、11番、阿部伊知雄議員、12番、大和永治議員、13番、柴田広辞議員、14番、下川俊秀議員、15番、井上太一議員、16番、中野勝寛議員、以上でございます。

#### ○議長（中野 勝寛君）

ただいまのとおり、議席を指定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

.....

午前10時51分再開

#### ○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 追加日程第3. 会期の決定

#### ○議長（中野 勝寛君）

これより追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。臨時会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、臨時会の会期は1日間と決しました。

---

### 追加日程第4. 選挙第2号

#### ○議長（中野 勝寛君）



次に、追加日程第4、選挙第2号副議長の選挙を行います。  
議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(中野 勝寛君)

ただいまの出席議員は16人です。  
投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(中野 勝寛君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(中野 勝寛君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1 番	小林 信一議員	2 番	堀田 克也議員
3 番	田口 善大議員	4 番	蛙田 忠行議員
5 番	柴田 芳信議員	6 番	田口 澄雄議員
7 番	山本 慎悟議員	8 番	安田 明美議員
9 番	掛田るみ子議員	10 番	中尾 淳子議員
11 番	阿部伊知雄議員	12 番	大和 永治議員
13 番	柴田 広辞議員	14 番	下川 俊秀議員
15 番	井上 太一議員	16 番	中野 勝寛議員

.....

○議長(中野 勝寛君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(中野 勝寛君)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に柴田芳信君及び下川俊秀君を指名いたします。よって、両君の立会いを願います。

(開票)

○議長(中野 勝寛君)

選挙の結果を報告いたします。投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票16票、無効投票ゼロ票。有効投票中、掛田るみ子さん9票、小林信一君7票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、掛田るみさんが副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました掛田るみさんが議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

掛田るみ子さん。

この際、掛田るみさん副議長、ご挨拶をお願いいたします。

○副議長(掛田るみ子君)

副議長という大命を拝し、身の引き締まる思いでございます。ご推挙いただきまして心より感謝申し上げます。これよりは中野議長を補佐し、円滑な議会運営が行われますよう職務を果たしてまいります。議員の皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

---

#### 追加日程第5. 議員提出議案第4号

○議長(中野 勝寛君)

次に、追加日程第5、議員提出議案第4号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、本案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第4号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時02分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 追加日程第6. 常任委員の選任

○議長（中野 勝寛君）

これより追加日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総合政策委員に小林信一君、堀田克也君、掛田るみ子さん、大和永治君、下川俊秀君、中野勝寛、以上6名を、市民厚生委員に蛙田忠行君、田口澄雄君、安田明美さん、中尾淳子さん、井上太一君、以上5名を、産業消防委員に田口善大君、柴田芳信君、山本慎悟君、阿部伊知雄君、柴田広辞君、以上5名をそれぞれ指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

この際、お諮りいたします。議長はその職務から常任委員会に属することなく、総括的な立場において、議会に運営することが適当であると考えますので、総合政策委員を辞任することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、議長は総合政策委員を辞任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

この休憩中に、各常任委員会の正副委員長の互選を行うため、委員会を招集いたします。

まず、総合政策委員会から市民厚生委員会、産業消防委員会の順で開催いたしますので、第2委員会室にお集まりください。

午前11時02分休憩

.....

午前11時24分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、次の日程に入ります前に、ただいま休憩中に開催の各常任委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。

総合政策委員会の委員長に堀田克也君、副委員長に大和永治君、市民厚生委員会の委員長に中尾淳子さん、副委員長に安田明美さん、産業消防委員会の委員長に田口善大君、副委員長に阿部伊知雄君がそれぞれ当選されました。

----- . ----- . -----

**追加日程第7. 選挙第3号**

○議長（中野 勝寛君）

次に、追加日程第7、選挙第3号遠賀・中間地域広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

遠賀・中間地域広域行政事務組合議会議員に田口澄雄君、柴田広辞君、下川俊秀君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を遠賀・中間地域広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が遠賀・中間地域広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました3名の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

**追加日程第8 選挙第4号**

○議長(中野 勝寛君)

次に、追加日程第8、選挙第4号中間市行橋市競艇組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

中間市行橋市競艇組合議会議員に小林信一君、堀田克也君、山本慎悟君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を中間市行橋市競艇組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が中間市行橋市競艇組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました3名の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

#### 追加日程第9. 選挙第5号

○議長（中野 勝寛君）

次に、追加日程第9、選挙第5号堀川水利組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

堀川水利組合議会議員に下川俊秀君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました下川俊秀君を堀川水利組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました下川俊秀君が堀川水利組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました下川俊秀君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

#### 追加日程第10. 承認第6号

#### 追加日程第11. 承認第7号

#### 追加日程第12. 承認第8号

#### 追加日程第13. 承認第9号

○議長（中野 勝寛君）

次に、追加日程第10、承認第6号から追加日程第13、承認第9号までの専決処分4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第6号令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）につきましては、本年5月31日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

令和2年度の間接市特別会計国民健康保険事業の決算を調製いたしましたところ、歳入総額にあつては48億5,270万円、また、歳出総額にあつては56億2,550万円となり、差引き7億7,270万円の不足が生じました。これを補填するため、令和3年度補正予算として、歳出につきましては、9款の前年度繰上充用金に、また、歳入につきましては、8款の諸収入にそれぞれ7億7,270万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,935万9,000円といたしました。

なお、令和2年度単年度決算につきましては、1億3,800万円の黒字決算となっております。

この要因といたしましては、療養費に充当する普通交付金の概算交付額が過大交付となったことなどによるものであり、この過大交付分は、令和3年度に精算予定であることから、国保財政の根本的な改善には至っておりません。

また、国民健康保険税につきましては、令和2年度に税率の増額改定を実施しておりますが、被保険者数の減少、新型コロナウイルス感染症に係る減免措置等の影響により、前年度と比較して490万円の微増となっております。

なお、収納率に関しましては、前年度から2.72ポイントの上昇となる86.30%となっております。

令和3年度の国保財政につきましては、福岡県に納付する国民健康保険事業費納付金は医療費の減少に伴い減額となっておりますが、令和2年度普通交付金の精算による歳出増、新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免に対する国からの財政措置の縮小に伴う歳入減等により、厳しい状況となることが想定されることから、今後につきましても、引き続き国民健康保険税率の適正化、各種補助金等の活用による財源確保及び保健事業への積極的な取組による医療費の適正化に努め、福岡県と連携し、国民健康保険財政の健全化を図ってまいり所存でございます。

次に、承認第7号令和3年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）につきましては、本年5月31日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

令和2年度の間接市住宅新築資金等特別会計の決算を調製いたしましたところ、歳入総額にあつては140万円、また、歳出総額にあつては3億3,490万円となり、差引き3億3,340万円の不足が生じました。これを補填するため、歳出につきましては、2款前年度繰上充用金に、また、歳入につきましては、2款諸収入にそれぞれ3億3,348万2,000円を追加し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億3,488万2,000円といたしました。

なお、単年度収支におきましては、130万円の黒字決算となっております。

また、債権の回収及び債権放棄による債務残高の減少に伴い、平成22年度決算額6億1,445万円に対しまして、令和2年度決算額は3億3,493万円となっております。

今後におきましても、引き続き未収債権回収に鋭意取り組んでまいります。

承認第8号令和3年度中間市一般会計補正予算（第3号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

今回の補正は、子育て世帯生活支援特別給付金及び新型コロナウイルスワクチンに係るものでございます。

まず、子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、国において、対象児童1人につき5万円を支給することが決定されております。

このうち、ひとり親世帯分の支給に係る補正予算につきましては、本年4月に専決処分し、5月の第4回定例会においてご承認いただいたところですが、このたび、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分について、令和3年度分の市町村民税均等割の課税状況が判明し次第、可能な限り速やかに支給を実施するよう国の方針が示されております。

次に、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、本市では、国等の通知に基づき接種計画を策定し、本年5月8日から、65歳以上の高齢者約1万6,100人を対象に市内公共施設における集団接種により接種を実施しているところでございますが、国から新たに、今月末までに前倒しして接種を完了するよう要請がなされております。

これら2件につきましては、本市においても、国の方針及び要請に沿って事業を早急に必要な実施があり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、関連経費を計上した補正予算を本年6月4日付けで専決処分したものでございます。

補正予算の具体的な内容といたしまして、まず、歳出につきましては、民生費におきまして、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）を4,100万円、システム改修委託料等の支給に係る事務費を670万円計上いたしております。

次に、衛生費におきまして、ワクチン接種を希望する高齢者の皆様に一日も早く接種を受けていただけるよう、接種日の追加及び接種時間の延長のための医師、看護師等の医療従事者に対する経費として、報償費及び委託料を合計で1,450万円、また、ワクチン接種体制整備事業として、接種の予約受付等を行うコールセンター運営等業務委託料2,150万円、ワクチンを保管するディープフリーザ対応の蓄電池の購入費用160万円等、合計で3,620万円をそれぞれ計上いたしております。

これらの事業に要する経費の財源となる歳入につきましては、国庫支出金におきまして、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）の事業費及び事務費として、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金に4,770万円、新型コロナウイ



ルスワクチン接種対策費国庫負担金に1,450万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金に3,620万円を計上いたしており、本市の財政負担は生じないものとなっております。

以上により、歳入歳出それぞれ9,843万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ196億29万6,000円としたものでございます。

次に、承認第9号令和3年度中間市一般会計補正予算（第4号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業及び新型コロナウイルスワクチンに係るものでございます。

まず、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化により、国において、都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けを受けた世帯のうち、総合支援資金の再貸付けが終了するなどにより、さらなる貸付けが利用できない世帯に対して、就労による自立を図ること、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげることを目的として、同事業の実施が決定されております。

この事業の内容といたしましては、対象となる単身世帯に月額6万円、2人世帯に8万円、3人以上世帯に10万円を最長3か月間支給するとともに、関係機関が連携して求職活動等の支援を行うものであり、申請の受付開始を今月1日とするスケジュールが国から示されましたことから、本市におきましても、これに沿って申請の受付を開始しております。

次に、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、先ほど承認第8号でもご説明いたしました65歳以上の高齢者に対する新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、本市でも、国からの今月末までの接種完了の要請に沿って接種を進めているところでございます。

その実施過程におきまして、集団接種受入人数の増加や高齢者入所施設への巡回接種の実施等、接種体制のさらなる拡充が必要となったこと、また、ワクチン接種対象年齢が、これまでの16歳以上から12歳以上に引き下げられたことに伴い、新たな経費を計上する必要が生じたものでございます。

これら2件につきましては、各事業の趣旨に鑑みますと、本市においても、国の方針及び要請に沿って事業を早急に実施する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、関連経費を計上した補正予算を本年6月18日付けで専決処分したものでございます。

補正予算の具体的な内容といたしまして、まず、歳出につきましては、民生費におきまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を3,980万円、相談・受付業

務等委託料等の支給に係る事務費を830万円計上いたしております。

次に、衛生費におきまして、ワクチン接種事業として、集団接種の受入人数増加に伴う看護師等の医療従事者に対する経費として、報償費に60万円、高齢者入所施設への巡回接種委託料及び対象年齢拡大に伴う接種委託料に500万円、また、ワクチン接種体制整備事業として、接種を前倒しするための電話連絡等の実施に伴うコールセンター運営等業務委託料に230万円、集団接種会場借上料に220万円等、合計で650万円をそれぞれ計上いたしております。

これらの事業に要する経費の財源となる歳入につきましては、国庫支出金におきまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の事業費及び事務費として、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金に4,820万円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金に560万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金に650万円を計上いたしており、本市の財政負担は生じないものとなっております。

以上により、歳入歳出それぞれ6,038万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ196億6,068万円としたものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（中野 勝寛君）**

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（中野 勝寛君）**

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分4件は、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（中野 勝寛君）**

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（中野 勝寛君）**

討論なしと認めます。

これより専決処分4件を、順次採決いたします。

議題のうち、承認第6号専決処分を報告し、承認を求めることについて、令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（中野 勝寛君）**

ご異議なしと認めます。よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第7号専決処分を報告し、承認を求めることについて、令和3年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第8号専決処分を報告し、承認を求めることについて、令和3年度中間市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第9号専決処分を報告し、承認を求めることについて、令和3年度中間市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第9号は原案のとおり承認されました。

---

#### 追加日程第14. 承認第10号

#### 追加日程第15. 承認第11号

○議長（中野 勝寛君）

次に、追加日程第14、承認第10号及び追加日程第15、承認第11号の専決処分2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第10号損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

本年5月21日午後7時頃、本市在住の男性が自家用車で中間市道水入4号線から隣接する商業店舗に進入しようとしたところ、基礎が不安定な状態であった歩車道境界ブロックが跳ね上がって当該自家用車のガソリンタンクに当たり、損傷しました。

本件につきましては、早急に示談をし、相手方に対して損害を賠償する必要性がありましたことから、相手方と本年7月1日付けで損害賠償の額を34万2,135円とし、和解することにつきまして専決処分といたしました。

なお、損害賠償金34万2,135円につきましては、損害保険会社から相手方に直接支払うこととなっております。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めらるるものでございます。

次に、承認第11号損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

本件事故は、先ほど承認第10号でご報告しました事故と同様に、本年5月21日午前7時40分頃、本市在住の男性が自家用車で中間市道水入4号線から隣接する商業店舗に進入しようとしたところ、基礎が不安定な状態であった歩車道境界ブロックが跳ね上がって当該自家用車のマフラーに当たり、損傷したものでございます。

本件につきましては、早急に示談をし、相手方に対して損害を賠償する必要性がありましたことから、相手方と本年7月1日付けで損害賠償の額を23万1,789円とし、和解することにつきまして専決処分といたしました。

なお、損害賠償金23万1,789円につきましては、損害保険会社から相手方に直接支払うこととなっております。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めらるるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（中野 勝寛君）**

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（中野 勝寛君）**

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分2件は、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（中野 勝寛君）**

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（中野 勝寛君）**

討論なしと認めます。

これより専決処分2件を、順次採決いたします。

議題のうち、まず承認第10号専決処分を報告し、承認を求めることについて、損害賠償の額を定め、和解することについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第10号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第11号専決処分を報告し、承認を求めることについて、損害賠償の額を定め、和解することについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第11号は原案のとおり承認されました。

---

### 追加日程第16. 第36号議案

○議長(中野 勝寛君) 次に、追加日程第16、第36号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

第36号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、マイナンバーカードの発行主体が地方公共団体情報システム機構であることが明確化されたことによるものでございます。

条例改正の内容といたしましては、マイナンバーカードの発行に係る手数料が同機構の収入として位置付けられたことから、マイナンバーカードの再発行手数料に係る規定を削除するものでございます。

なお、手数料の徴収事務につきましては、同機構からの委託を受けて、今後も従来どおり市の窓口で行う予定としております。

また、条例の施行日につきましては、法の施行日に合わせ、令和3年9月1日としております。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第36号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、

所管の市民厚生委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に、市民厚生委員会に付託されました議案の審査を行います。

再開は追って連絡いたします。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

### 追加日程第17、第36号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、追加日程第17、第36号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

市民厚生委員長にご指名いただきました中尾でございます。

ただいま議題となっております、第36号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例についての審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、マイナンバーカードの発行主体が地方公共団体情報システム機構であることが明確化されたことによるものです。

条例改正の内容といたしましては、従来、マイナンバーカードの再発行に係る手数料は本市の収入として取り扱われていましたが、当該手数料が同機構の収入として位置付けられたことから、マイナンバーカードの再発行手数料に係る規定を削除するものです。

また、手数料の徴収事務につきましては、同機構からの委託を受けて、今後も従来どおり市の窓口で行われる予定とされております。

なお、条例の施行日につきましては、法の施行日に合わせ、令和3年9月1日となっております。

討論において、「デジタル庁の創設を主として、デジタル化が非常に速い動きである。究極的には、窓口の無人化、それに伴う職員の削減、そうしたことも視野に入れた中でのことも問題である。この条例改正は手数料の変更であるが、デジタル化の一連の流れを見た中で、この条例改正案については反対する」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。第36号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例案について、反対意見を申し述べます。

今回の条例改正案は、マイナンバーカードの再交付手数料を各自治体ではなく、地方公共団体情報システム機構が直接徴収するために、今までの市町村での手数料条例から再交付部分を削除するものです。

マイナンバーカードについては、こうした自治体での作業の変更もですが、こうしたことを通して個人情報に国が一元的に管理する方向性が強まっています。今年5月に成立をしたデジタル改革法、別名、デジタル監視法では、国が総理大臣を長として、民間主導の異例の省庁として発足し、自治体の上に立って、各種窓口業務のデジタル化を図る動きです。

結果として、個人情報の国による一元管理や管理の不備からのなりすまし等による個人情報の漏えい等の危険性が非常に強まっています。

政府はこうしたことを通じて、職員削減と自治体窓口の無人化を目指していますが、自治体の窓口は、市民のSOSサインの受付窓口でもあります。住民の苦難軽減の相談の場としての自治体窓口の役割が変えられてしまいます。こうした国によるデジタル化の推進と連動したこの条例改正案については反対をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより第36号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、第36号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### **追加日程第18. 議会運営委員会の閉会中の継続調査について**

○議長（中野 勝寛君）

次に、追加日程第18、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。申出のとおり、閉会中の継続調査を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査を承認すること決しました。

---

#### **追加日程第19. 会議録署名議員の指名**

○議長（中野 勝寛君）

これより、追加日程第19、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、蛙田忠行君及び井上太一君を指名いたします。

---

○議長（中野 勝寛君）

以上をもちまして、臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、令和3年第5回中間市議会臨時会は、これにて閉会いたします。

午後1時05分閉会

---



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

臨時議長 安 田 明 美

議 長 中 野 勝 寛

議 員 蛙 田 忠 行

議 員 井 上 太 一

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

臨時議長

議 長

議 員

議 員